

## 仕様書

### 1 業務名 子ども向けシュガーロード冊子制作業務委託

### 2 目的

日本遺産「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」のストーリーについて、子どもが理解しやすく、かつ関心を持ちやすいように、わかりやすくまとめた冊子を作成するもの。なお、制作した冊子については、主に、シュガーロード沿線自治体8市（長崎市、諫早市、大村市、嬉野市、小城市、佐賀市、飯塚市、北九州市）に住む子ども等に配布し、シュガーロードへの興味関心を引き出し、シビックプライドの醸成を図ることに用いる。また、イベント等で域外の方等にも配布し、シュガーロードの認知度向上を図る。

### 3 履行期間 契約日から令和6年2月29日（木）まで

### 4 納品場所 長崎市商工部商工振興課（長崎市魚の町4-1 14階）

### 5 業務内容

#### (1) 取材・資料収集

シュガーロード連絡協議会が提供する次の資料のほか、制作に必要な情報、資料などを調査・収集すること。

#### 【協議会が提供する資料】

・シュガーロード連絡協議会ホームページ

<https://sugar-road.net/>

・長崎街道シュガーロード GUIDE BOOK

<https://sugar-road.net/sugarroad2022/wp-content/themes/sugarroad-thema/pdf/guidebook.pdf>

#### (2) 企画・構成

・冊子とは、漫画、絵本、イラスト付のパンフレット等とする。

・小学校高学年以上を対象とし、日本遺産「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」のストーリーについて、理解しやすく、かつ関心を持ちやすいような構成とすること。

・日本遺産「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」の構成文化財の紹介や、日本遺産についての説明も行うこと。

・企画にあたってはシュガーロード連絡協議会と十分協議・調整を行い、詳細な内容を詰めること。

・子どもを惹き付ける作画とすること。

・子どもが読む冊子として、不適切なイラストや言葉等を使わないように十分配慮すること。

・冊子は40ページ以内（表紙及び裏表紙を含む。）とすること。

#### (3) 編集・校正

・カラー印刷・白黒印刷の両方に対応できるように編集すること。

・シュガーロード連絡協議会のホームページ等にも掲載するため、冊子として印刷した場合の横読みと、スマートフォン等で閲覧する場合の縦読みの両方に対応できるように編集すること。

## 6 権利の帰属等

- (1) 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は全て発注者に帰属する。
- (2) 受注者は、発注者の承諾なしに本業務により制作した成果物及び資料を他に流用することはできない。
- (3) 受注者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

## 7 その他

- (1) 受注者は、本業務を履行するうえで著作権や肖像権、個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守し、成果物について、著作権等の問題が生じないようにすること。著作権等の権利関係の処理、関係官公庁等への手続きは、受注者の責任において実施し、万一問題が発生した場合は、受注者が責任を持って対応すること。
- (2) 受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。これら以外の業務について、第三者に委託する場合には、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

## 8 成果物の提出

- (1) 制作データを収録した記憶媒体（CD-R 等） 8部  
※公開用データと印刷用データをそれぞれイラストレータ形式及び PDF 形式で作成すること。
- (2) 業務報告書（紙媒体及び電子媒体（CD-R 等）） 各1部